

●学校感染症としての出席停止期間

(2016年3月現在)

分類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）特定鳥インフルエンザ（病原体の血清亜型がH5N1およびH7N9であるものをいう）	治癒するまで
※ 第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症から5日を経過し、かつ、解熱後2日経過
	百日咳	特有の咳の消失、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療の終了
	麻疹	解熱後3日経過
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になる
	風しん	発しんの消失
	水痘	すべての発しんの痂皮化
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日経過
	結核	感染のおそれの消失
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれの消失
第3種	（前記以外の警戒を要する感染症） 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	感染のおそれの消失まで
	感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症は規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす	治癒するまで

※ただし、病状により、医師が感染のおそれがないと認めたとときは、この限りではない（結核および髄膜炎菌性髄膜炎を除く）